

山陽小野田市都市計画マスタープラン改定委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市の都市計画に関する基本的な方針（以下「都市計画マスタープラン」という。）を改定するため、山陽小野田市都市計画マスタープラン改定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項の調査、検討等を行うものとする。

- (1) 都市計画マスタープランの改定に関すること。
- (2) その他市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体の推薦を受けた者
- (3) 市民
- (4) 関係行政機関の職員

(任期)

第4条 委員の任期は、市長が委嘱した日から都市計画マスタープランの改定が終了した日までとする。

2 委員に欠員が生じたときは、前条第2項各号の区分により補充できるものとし、その任期は前任者の任期までとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員長を互選するための会議は、市長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、建設部都市計画課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年11月17日から施行する。
- 2 この要綱は、都市計画マスタープランの改定及び公表をもって、その効力を失う。

山陽小野田市都市計画マスタープラン改定委員会名簿

| | 区分 | 所属 | 委員 |
|----|---------|----------------|------|
| 1 | 学識経験者 | 山口大学 | 工学博士 |
| 2 | 団体 | 山口県景観アドバイザー | |
| 3 | | 山口県建築士会小野田支部 | 推薦委員 |
| 4 | | 小野田商工会議所 | 推薦委員 |
| 5 | | 山陽商工会議所 | 推薦委員 |
| 6 | | J A山口宇部又は農業委員会 | 推薦委員 |
| 7 | | 山陽小野田市社会福祉協議会 | 推薦委員 |
| 8 | | 市民 | 公募 |
| 9 | 公募 | | 公募委員 |
| 10 | 公募 | | 公募委員 |
| 11 | 関係行政機関の | 山口県都市計画課 | 職員 |
| 12 | 職員 | 山口県宇部土木建築事務所 | 職員 |